



## 介護支援制度について(福井大学)

番号	種類	内容	期間	常勤職員	契約職員	パート職員	特別雇用職員
				○：有給、△：無給			
1	介護休暇	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するため勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年において要介護状態の対象家族が1人の場合5日、要介護状態の対象家族が2人以上の場合10日の範囲内の期間	○	○ (一会計年度)	○ (一会計年度)	○ (一会計年度)
2	介護休業	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するとき  * (契約職員及びパート職員等は、引続き雇用された期間が1年以上あり、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに雇用が満了することが明らかでないことが必要)	対象家族1人につき、一の継続する要介護状態ごとに、通算186日(契約職員及びパート職員については、93日)、計3回までの範囲内。	△	△	△	△
3	介護部分休業	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するときに、定められた正規の勤務時間の始業時刻から連続し、または終業時刻まで連続した4時間の範囲内で、1時間単位で取得  * (パート職員及び特別雇用職員は1日の所定労働時間が6時間を超える場合に限り)	● 対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに、介護部分休業開始日から起算して連続する3年間のうち、必要と認められる期間	△	△	△	△
4	早出遅出 深夜勤務の制限 時間外勤務の制限	要介護者のある職員が当該要介護者を介護するため、早出遅出勤務を請求したとき並びに深夜勤務及び時間外勤務ができないとき	国立大学法人福井大学職員の育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程第11条による	有	有	有	有

[介護休業等の対象家族]

- 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫等
- 問合せ先 総務部人事労務課 (内線：文京2023・2025 松岡2006・2010)